

# 第2編

## 基本計画

- 第1章 快適で安全に住み続けられるまちづくり
- 第2章 誰もが健康で暮らしやすさを実感できるまちづくり
- 第3章 人が輝き豊かな心が満ちあふれるまちづくり
- 第4章 人と仕事の活力みなぎるまちづくり
- 第5章 ふるさとの個性を活かし交流を育むまちづくり
- 第6章 持続可能な健全行財政のまちづくり

◆景観フォトコンテスト 2023 in 越前町 写真の部

□特別賞



「眼鏡工場の夜空」

□まちなみ景観テーマ賞



「越前みなと大花火」

# 第2編 基本計画

## 第1章

# 快適で安全に 住み続けられるまちづくり

### 第1節 住みやすいまちを演出する都市基盤・公共施設の充実

- 1-1-1. 道路網の整備
- 1-1-2. 水道の整備
- 1-1-3. 下水道の整備
- 1-1-4. 情報通信基盤の整備
- 1-1-5. 憩いの場の整備
- 1-1-6. 適正な土地利用の推進
- 1-1-7. 宅地・住宅の整備
- 1-1-8. 総合的な空き家対策の推進
- 1-1-9. 公共交通の充実

### 第2節 暮らしの安全確保

- 1-2-1. 災害の予防
- 1-2-2. 防災・救急体制の充実
- 1-2-3. 防犯対策の強化
- 1-2-4. 交通安全対策の充実

## 1-1-1. 道路網の整備



### ◆現状と課題

#### ●広域的な道路網の整備と充実

本町には、国道・主要地方道・県道を基本線として、東西・南北を基軸とする道路網が形成されており、近隣市町を含む物流や観光等の面において主要な道路となっています。しかし、一部の区間に急カーブや狭隘区間が存在しており、町内の道路網のさらなる整備・充実が必要になっています。また、橋梁等インフラ施設の長寿命化及び法面点検等の適切な維持管理も必要になっています。

#### ●町民と行政の協働による冬期の円滑な交通の確保

冬期の円滑な交通を確保するため、消雪設備の整備を図るとともに、歩道や生活道路のほか高齢世帯の除雪支援等における町民と行政との協働による除雪体制の構築が課題となっています。

#### ●異常気象等に対応可能な除雪体制

近年の地球温暖化に伴う気候変動により、暖冬少雪年が増加する一方、地域によって降雪特性が顕著に異なる事例や局地的豪雪事例が出現しており、雪対策への取り組みは増々、重要かつ複雑化しています。また、除雪機械の老朽化のほかオペレータの高齢化や確保も深刻な問題であり、細かな操作といった技術が伝承されず、結果としてサービスレベルの維持が困難となってきています。

#### ▼道路延長等の現況（2023（令和5）年4月1日現在）

区分	国道	主要地方道	一般県道	町道	合計
路線数(本)	3	5	9	618	635
道路実延長(m)	45,122	34,992	38,145	358,710	476,969
改良済(m)	43,874	25,531	35,551	233,097	338,053
未改良(m)	1,248	9,461	2,594	125,613	138,916
改良率(%)	97.2	73.0	93.2	65.0	70.9
舗装率(%)	100.0	100.0	97.6	85.0	88.5
福井県全体の割合					
改良率(%)	91.7	86.5	73.7	71.2	73.4
舗装率(%)	98.0	96.9	94.4	90.1	91.1

(資料：福井県道路保全課 道路現況表)

## ◆ 施策の展開方針

## ① 道路網の整備による町内外連携の強化

- 町内外の観光及び連携を強化するため、国道、主要地方道、県道の改良を促進します。
- 地域住民の生活を支える町道の改良・維持管理を推進します。
- 橋梁等インフラ施設の長寿命化及び町道法面の安全を確保するための点検や適切な維持管理を推進します。

## ② 人に優しい道路整備の推進

- 児童及び高齢者等が安心して歩行できるよう、歩行空間の充実を図ります。
- 冬期間の歩行空間の確保及び異常気象に対しても、早急に対応可能な除雪体制の強化に努めます。

## ◆ 施策・事業

施策・事業	実施主体	
	町民	行政
◆ 国道の改良促進 ◇ 国道 305 号、国道 365 号の狭隘区間や危険箇所等の解消		○
◆ 主要地方道・一般県道の改良促進 ◇ 主要地方道、一般県道の狭隘区間や危険箇所等の解消 ◇ (一) 寺朝日線の消雪装置の整備促進		○
◆ 町道の整備 ◇ 地域住民の要望に応じた道路改良、維持管理の実施 ◇ 除雪困難な区間等における消雪設備の新設及び適正な維持管理の実施		○
◆ 除排雪対策の推進 ◇ 町保有除雪機械の計画的な更新 ◇ 除雪協力会社への除雪機械購入補助の実施 ◇ 除雪オペレータの確保、育成 ◇ 地域自治会等への小型除雪機械購入補助の実施	○	○
◆ 安全な通学路の確保 ◇ 通学路における歩行空間の整備・充実		○
◆ 消雪施設の新設 ◇ 除雪困難な狭隘区間や主要な道路の消雪設備の新設		○

※各施策・事業は、町民と行政との協働により実施していきます。  
なお、「実施主体」に示した「○」は、現状における役割の相対的な比重を示しています。

## 1-1-2. 水道の整備



### ◆現状と課題

#### ●給水の状況

本町の上水道は、下表の給水地区毎に浄水場や配水池でろ過・消毒を行った後、町内ほぼ全域へ配水しています。水源は、朝日地区は地下水及び県からろ過水の受水、他地区は表流水（山水）やダム水となっています。

#### ●人口減少と水需要の減少

今後の人口減少に伴い、水需要が減少することによる料金収入の減収が、水道事業経営を圧迫する要因となります。

#### ●災害に強く衛生的な水道水の安定供給

集中豪雨や渇水、災害時にも安定して水を供給できるよう適切な対策が必要となります。今後は施設の統廃合や更新を行うとともに、将来にわたって適切に水源を確保し、災害に強く衛生的な水道水を安全かつ安定的に供給することが求められます。

#### ●施設の統廃合と運営の効率化

水道施設は現在、浄水場が18箇所、配水池が42箇所あり、高度経済成長期に整備された施設・管路は老朽化が進んでおり、今後は施設の統廃合や更新・耐震化等による運営の効率化が求められています。

#### ●安定した水の供給体制の確立

安定した水の供給を持続できる組織体制の構築に向け、実務経験豊富な人材の確保や民間事業者との協力体制及び近隣自治体との広域連携を進めていくことが必要となっています。

#### ▼水道施設の給水状況（2025（令和7）年3月末日現在）

給水地区	計画給水人口 (人)	現在給水人口 (人)	計画一日 最大給水量 (m <sup>3</sup> /日)	現在一日 平均給水量 (m <sup>3</sup> /日)	施設稼働率 (%)
朝日・萩野地区	11,400	9,579	5,500	4,211	76.6
宮崎地区	4,300	3,261	2,365	2,082	88.0
越前北部地区	4,200	2,412	2,900	1,315	45.3
厨地区	1,600	572	1,100	295	26.8
高佐・白浜地区	860	416	662	200	30.2
米ノ地区	950	376	630	163	25.9
午房ヶ平地区	120	5	18	1	5.6
六呂師地区	28	20	15	7	46.7
織田地区	4,305	2,957	2,953	1,429	48.4

(資料：庁内担当課調べ)

## ◆ 施策の展開方針

## ① 安定した水供給の推進

○2024（令和6）年3月に水道事業の理想像を示した「越前町水道ビジョン」を策定し、2025（令和7）年3月に「越前町経営戦略」を改訂しました。今後、それらを基に安定した水供給を目指し、配水区域の再編、施設統廃合、将来の設備投資を行っていきます。

## ② 水道事業運営基盤の強化

○水道事業運営基盤を強化するには、施設の老朽化による改築、更新や強靱化が必要となり、費用の増加が見込まれます。「経営の効率化」や「投資の合理化」を前提とした財政試算による適正な収益の確保に努めます。

## ③ 事業運営の広域化

○近隣自治体との事業運営の広域化・共同化を進めることで、水道施設に係る維持管理経費の軽減や人件費の削減を目指します。

## ◆ 施策・事業

施策・事業	実施主体	
	町民	行政
<b>◆水道施設の適正管理</b> ◇施設の統廃合の推進 ◇配水エリアの再編		○
<b>◆水道施設の強靱化</b> ◇水道施設等の耐震化		○
<b>◆広域化・共同化による施設運営の効率化</b> ◇近隣自治体との連携による水道事業の広域化、共同化の推進		○

※各施策・事業は、町民と行政との協働により実施していきます。

なお、「実施主体」に示した「○」は、現状における役割の相対的な比重を示しています。

### 1-1-3. 下水道の整備



#### ◆現状と課題

##### ●下水道の状況

本町では、昭和50年代から、公衆衛生を向上するため、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水、小規模集合排水など地域の実情にあった処理施設を概ね整備しています。

##### ●人口減少と施設の老朽化に伴う下水道事業のあり方の検討

人口が減少傾向にあり、主な自主財源である料金収入の減収が見込まれる中、下水道処理施設は、公共下水道、特定環境保全公共下水道及び農業集落排水施設が供用開始から30年以上、漁業集落排水及び小規模集合排水処理施設が20年近く経過し、設備の更新が必要な時期を迎えますが、設備の更新には多額の費用を要します。このことから、今後の人口減少や維持管理コスト削減を見据え、設備のダウンサイジングや施設の統廃合、事業運営の広域化など下水道事業のあり方を検討する必要があります。

##### ●下水道施設の耐震化

下水道施設は住民の日常生活や社会活動を支える重要なライフラインであり、災害時においても安定したサービスの提供が求められることから、施設の耐震化が必要となっています。

#### ▼下水道整備状況（2025（令和7）年3月末日）

処理区分	処理区数	処理区名
公共下水道	2	朝日／織田
特定環境保全公共下水道	5	宮崎／宮崎東部／萩野／山中／上戸
農業集落排水	10	上糸生／糸生中部／糸生東部／大畑／宮崎中部／宮崎西部／玉川／左右／六呂師／入尾・笈松
漁業集落排水	2	越前北部／越前南部

処理区分	処理区域内人口（人）	水洗化人口（人）	水洗化率（%）	処理能力（m <sup>3</sup> ）	一日平均処理水量（m <sup>3</sup> ）	施設利用率（%）
公共下水道	9,921	9,659	97.4	6,150	5,227	85.0
特定環境保全公共下水道	3,422	3,281	95.9	930	445	47.8
農業集落排水	2,531	2,444	96.6	1,688	1,024	60.7
漁業集落排水	3,587	2,987	83.3	3,549	1,149	32.4

（資料：庁内担当課調べ）

## ◆ 施策の展開方針

## ① 計画的な下水道施設の整備

- 既存の下水道処理施設について、ストックマネジメント計画を定期的に見直し、改築・更新を図るとともに、安定したサービスを提供するため施設の耐震化を図ります。
- 処理区域の統廃合を実施し、将来の維持管理に係るコスト削減を図ります。

## ② 下水道事業運営基盤の強化

- 人口減少に伴い使用料収入が減少する中、安定的に事業を継続していくため、維持管理コストの削減や効果的・効率的な事業運営を図ります。

## ③ 事業運営の広域化

- 近隣自治体との広域化・共同化を進めることで、下水道施設に係る維持管理経費の軽減や事業運営に係る人件費の削減を目指します。

## ◆ 施策・事業

施策・事業	実施主体	
	町民	行政
<b>◆ 下水道施設の適正管理</b> ◇ 町内の汚水処理区域を見直し、施設の統廃合を推進 ◇ 処理設備の高度化及びダウンサイジング化による施設運営の合理化		○
<b>◆ 下水道施設の強靱化</b> ◇ 下水道処理施設や基幹管路等の耐震化の推進		○
<b>◆ 下水道事業の広域化、共同化の推進</b> ◇ 近隣自治体との連携による下水道事業の広域化、共同化の推進		○

※各施策・事業は、町民と行政との協働により実施していきます。  
 なお、「実施主体」に示した「○」は、現状における役割の相対的な比重を示しています。

### 1-1-4. 情報通信基盤の整備



#### ◆現状と課題

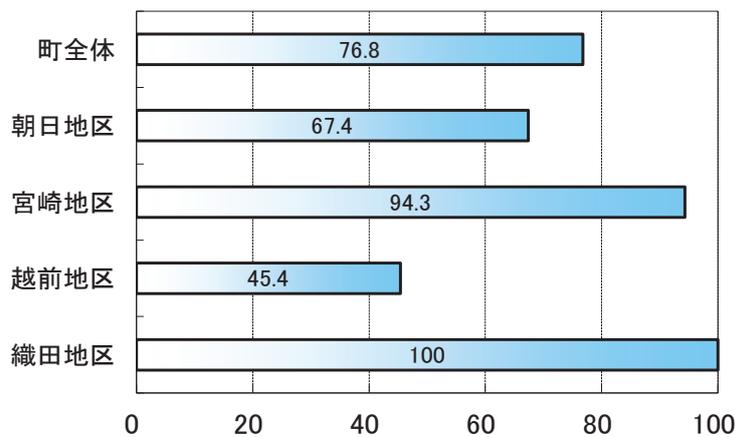
##### ●ケーブルテレビ施設の更新及び維持管理

ケーブルテレビ放送の安定供給を図り、地区毎に情報通信格差が生まれないように、町が所有するケーブルテレビ施設について更新・維持管理していく必要があります。また、朝日・宮崎地区と越前・織田地区で施設管理主体が異なっていることから、放送通信事業の効率化を図るため、一元管理に向けた検討を進める必要があります。

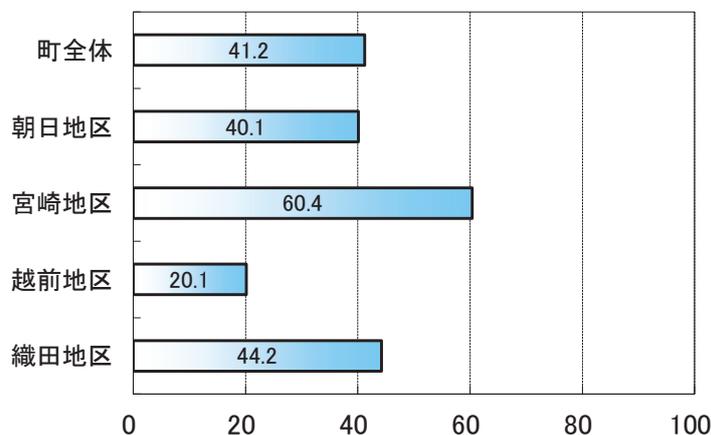
##### ●スマート自治体実現に向けた電子申請の拡充

本町では、行政手続きのオンライン化やデジタルサービスを提供するため、「福井県電子申請システム」「ぴったりサービス」「町公式 LINE」など多種多様なツールを活用し、「書かない役所」「行かない役所」を推進しています。また、併せて利用者が混乱しないよう、サービスの種類を整理していく必要があります。

▼ケーブルテレビ加入状況 (%) (2024 (令和6) 年度3月末時点)



▼インターネット加入状況 (%) (2024 (令和6) 年度3月末時点)



(資料：庁内担当課調べ)

## ◆ 施策の展開方針

## ① 情報通信基盤の整備・充実

- 町全域で4K・8K放送の視聴及び光インターネットサービスの利用ができるよう、ケーブルテレビ施設の更新・維持管理に努めます。
- 観光地や防災拠点等における無料公衆無線LANの整備を推進し、町民や来町者の情報収集等の利便性を高めます。
- 行政の効率化と、住民手続の負担を最小化しながら満足度向上を図るため、電子申請可能な行政手続きを拡充します。

## ◆ 施策・事業

施策・事業	実施主体	
	町民	行政
<b>◆ 電子申請可能な行政手続きの拡充</b> ◇電子申請サービスツールの活用、拡充及び情報発信の充実 (福井県電子申請サービス・マイナポータル電子申請サービス・町公式LINE等独自サービス等) ◇職員スキルの向上		○

※各施策・事業は、町民と行政との協働により実施していきます。

なお、「実施主体」に示した「○」は、現状における役割の相対的な比重を示しています。

## ▼ 電子申請可能な申請・手続き一覧

No.	名称	No.	名称
1	越前町ふるさと再生寄附申請書	22	集団検診申込書
2	介護保険被保険者証再交付申請	23	児童手当等の現況届
3	介護保険料納付済額証明書交付申請	24	支給認定の申請
4	犬の死亡届	25	保育施設等の現況届
5	犬の登録事項変更届	26	児童扶養手当の現況届の事前送信
6	居宅サービス計画作成依頼(変更)届	27	介護保険負担割合証の再交付申請
7	住民票の写し交付申請	28	高額介護(予防)サービス費の支給申請
8	要介護・要支援(新規・更新)申請書	29	介護保険負担限度額認定申請
9	要介護・要支援認定区分変更申請書	30	居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請
10	保育所入所申込書	31	居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請
11	児童手当の受給資格及び児童手当の額についての認定の請求	32	住所移転後の要介護・要支援認定申請
12	児童手当の額の改定の請求及び届出	33	罹災証明書の発行申請
13	児童手当等の氏名変更/住所変更等の届出	34	転出届
14	児童手当等の受給事由消滅の届出	35	転入予定市区町村への来庁予定の連絡
15	未支払の児童手当等請求書	36	図書館の図書貸出予約等
16	児童手当等に係る寄附の申出書	37	文化・スポーツ施設等の利用予約
17	児童手当等に係る寄附変更等の申出	38	研修・講習・各種イベント等の申込
18	受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出	39	衆議院・参議院選挙の不在者投票用紙等の請求
19	受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出	40	印鑑登録証明書交付申請
20	妊娠届出書(母子健康手帳交付申請書)	41	戸籍証明書交付申請
21	越前町職員採用候補者試験申込	42	税証明書交付申請

## 1-1-5. 憩いの場の整備



### ◆現状と課題

#### ●豊かな自然を活かしたレクリエーション空間

町内には、都市公園や海浜公園、農村公園のほか、越前岬水仙ランドや越前陶芸村、悠久ロマンの杜、泰澄の杜等の海～山～里に至る豊かな自然を活かしたレクリエーション空間があります。

#### ●まちの賑わいの拠点となる憩いの空間の確保

朝日、宮崎、越前及び織田地区それぞれの賑わいの中心となる憩いの空間を整備・充実していくとともに、町民との協働による維持管理体制を構築するなど、地域と密着し愛される小さな拠点施設の整備が望まれています。

#### ●子どもの育成を支える身近で安全・安心な場の提供

町内の都市公園施設は整備からかなりの年数が経過し、安全性に問題が生じている場所もあります。子どもたちが地域の中で自由にのびのびと育つことができ、その環境がさらに次世代へ繋がるよう、身近な場所に、安全で安心して遊べる公園等を充実させるほか、公園利用者のニーズに対応した公園整備や維持、運営が求められています。

#### ▼町内の都市公園・主な緑地（2025（令和7）年4月1日現在）

都 市 公 園				主 な 緑 地	
名 称	面積 (ha)	名 称	面積 (ha)	名 称	面積 (ha)
古墳公園	5.50	気比庄第1公園	0.02	泰澄の杜	17.93
朝日中央公園	0.16	越前陶芸公園	11.80	海浜公園	0.91
朝日東部1号公園	0.85	樫津児童公園	0.25	越前岬水仙ランド	5.71
朝日東部2号公園	0.30	江波児童公園	0.30	悠久ロマンの杜	10.00
朝日東部3号公園	0.08	織田中央公園	3.40		
西田中第1公園	0.02	不老山公園	4.00		
朝日第1公園	0.01	劔公園	2.20		
新庄第1公園	0.09				
新庄第2公園	0.04	都市公園合計	29.02		

### ◆施策の展開方針

#### ①既存都市公園施設の適正な維持管理

○既存都市公園施設の安全点検の実施と修繕及び定期的な更新に努めます。

### ◆施策・事業

施策・事業	実施主体	
	町民	行政
<b>◆都市公園施設の適正な維持管理</b> ◇都市公園施設の安全点検に基づく、適正な維持管理の実施		○

※各施策・事業は、町民と行政との協働により実施していきます。

なお、「実施主体」に示した「○」は、現状における役割の相対的な比重を示しています。

## 1-1-6. 適正な土地利用の推進



## ◆現状と課題

## ●海・山・里に恵まれた農山漁村型の土地利用

本町の土地利用は、住宅や商工業地等の都市的利用が7.0%と少ない一方、農地・森林・水面等の自然的利用が84.9%を占める農山漁村型の利用形態となっています。

## ●人口減少を見据えた土地利用方針の必要性

本町では、農林水産業従事者の高齢化や後継者不足等により森林や農地の荒廃、遊休農地の増加等がみられます。また、市街地においては、地元商店の衰退、中小企業の廃業や大規模工場の撤退等の問題が顕在化しており、今後の人口減少に拍車がかかることで、空き地や空き家の増加が懸念されています。

このような中、都市計画マスタープランや立地適正化計画において、将来的な土地利用方針を明確化し、今後の人口減少を見据えたコンパクトかつ町民の生活利便性を考慮した土地利用に誘導していくことが必要となっています。

## ●美しいふるさと景観の形成

本町には、越前海岸をはじめ、江波地区に代表される切妻屋根・漆喰白壁の町並みや歴史深い織田劔神社の門前町、せせらぎや里山など、失われつつある日本の原風景が今も残っています。今後、自然環境を基調とした景観資源に対する町民の誇りを醸成し、町民とともに美しいふるさと景観を守り、磨き上げていくことが望まれます。

## ◆施策の展開方針

## ①コンパクトなまちづくりの推進

○快適な暮らしを確保するため、用途地域の見直し等による居住区域と商業地、工業用地等の適正な配置を行うとともに、将来における人口減少とさらなる高齢化を見据え、居住区域の生活環境向上のためのインフラ再整備や拠点施設の利用促進を図り、コンパクトなまちづくりを推進します。

## ②個性的な美しい景観の保全

○海・山・里の自然環境や伝統的民家が建ち並ぶ町並みをはじめとした美しいふるさと景観保全に努めます。

## ◆施策・事業

施策・事業	実施主体	
	町民	行政
◆将来的な土地利用方針の明確化 ◇都市計画区域等の再編・見直し、将来土地利用方針の検討		○
◆都市機能の再整備 ◇居住環境向上のためのインフラ再整備等によるコンパクトなまちづくりの推進		○
◆景観保全活動の推進 ◇ふくい伝統的民家の保存・活用の推進 ◇官民学の連携による景観まちづくりの推進	○	○

※各施策・事業は、町民と行政との協働により実施していきます。

なお、「実施主体」に示した「○」は、現状における役割の相対的な比重を示しています。

## 1-1-7. 宅地・住宅の整備



### ◆現状と課題

#### ●農地の宅地化と中心市街地の空洞化

農業の担い手不足や相続対策等により近郊部農地の宅地化が進行する一方で、中心市街地では住宅解体、借地返還が目立つようになり、古くから住宅が密集していた中心部に空き地が増え、空洞化に拍車がかかっています。

#### ●移住・定住に向けた住環境の整備

本格的な人口減少に備え、「第3期越前町総合戦略」に基づき、若者をはじめとするUIターン者の定住促進や多世帯の同居を推進するため、まちなかの未利用地の居住地としての再開発や、特色ある自然環境を活かした宅地の供給等の受け皿づくりのほか、住宅の取得・改修に係る支援が求められます。

#### ●多様な町営住宅の供給と老朽化への対応

町内には、12団地、200戸の町営住宅がありますが、30年以上前に建設した住宅が多く、現在の生活スタイルやエコ社会に適応した設備を備えた住宅の供給が求められています。また、既存住宅の長寿命化を図ると共に、老朽化の著しい住宅については、用途廃止等を進める必要があります。

▼町営住宅一覧（2025（令和7）年4月1日現在）

地区名	団地名	団地数	戸数（戸）	入居数（戸）
朝日地区		4	102	86
	西田中駅前		18	13
	さざんか		36	30
	朝日		24	20
	気比庄南		24	23
宮崎地区		4	42	25
	江波		6	2
	越前陶芸村		18	10
	雄山		6	3
	鳥越		12	10
織田地区		4	56	47
	葭原		3	1
	東多古		3	3
	南		30	23
	西多古		20	20
合計		12	200	158

（資料：庁内担当課調べ）

## ◆ 施策の展開方針

## ① 中心市街地の空洞化対策の促進

○大規模土地所有者に対し、中心市街地の空洞化防止の協力要請を行います。

## ② 若者の定住促進による地域活力の維持・向上

○多世帯同居のための住宅リフォームや若者の新築住宅取得に対する支援を推進します。

## ③ 町営住宅事業の適正な運営

○既存の町営住宅について、計画的な改修による長寿命化を推進します。また、老朽化し用途廃止した住宅の解体撤去や借地の返還を推進します。

## ◆ 施策・事業

施策・事業	実施主体	
	町民	行政
◆ 多世帯同居の推進 ◇ 多世帯同居のための増改築費用等の支援		○
◆ 町営住宅の適正管理 ◇ 町営住宅の計画的な集約及び長寿命化の推進 ◇ 町営住宅の社会情勢の変化に応じた設備の整備や多様な活用 ◇ 子育て・福祉政策と連携した安定的な居住支援		○
◆ 木造住宅耐震化の促進 ◇ 木造住宅の耐震化及び建替の促進		○
◆ 省エネ住宅の整備促進 ◇ 脱炭素住宅整備への支援		○

※各施策・事業は、町民と行政との協働により実施していきます。

なお、「実施主体」に示した「○」は、現状における役割の相対的な比重を示しています。

## 1-1-8. 総合的な空き家対策の推進



### ◆現状と課題

#### ●全国的な空き家の動向

2023（令和5）年住宅・土地統計調査によると、人口減少や少子高齢化等により、全国の空き家数は約900万戸となり、2018（平成30）年の約849万戸に比べ51万戸増加し、適正管理されない空き家が、防災・衛生・景観等の生活環境に影響を及ぼすことが社会問題となっています。

#### ●本町における空き家の状況

2025（令和7）年10月末時点における町内の空き家は810棟で、利用可能と思われる空き家は613棟、今後適正な管理・解体が必要な空き家は197棟存在しています。

#### ●空き家対策の推進に向けて

2015（平成27）年には、「空き家等対策の推進に関する特別措置法」が施行され、特定空き家等に対する助言・指導、勧告、命令、代執行等が可能となりました。その後、2023（令和5）年12月には、同法の一部が改正され、所有者責務の強化、空き家等の活用拡大、管理不全空き家等への指導・勧告など管理の確保、特定空き家等の除却に関する代執行の円滑化等が示されました。

これらを受け、町では2016（平成28）年に「越前町地域ぐるみによる空き家等対策の推進に関する条例」を制定し、翌年に「越前町空き家等対策計画」を策定、2023（令和5）年には計画を見直し、空き家所有者、地域住民、事業者や行政などが相互に連携して空き家対策に取り組むこととしました。

今後、計画を着実に実行するため、施策の周知・充実や実施体制を構築するなど、空き家対策を総合的かつ計画的に実施していく必要があります。

▼本町における空き家の状況（2025（令和7）年10月末）（単位：棟）

地区名	利用可能な 空き家	管理・解体が 必要な空き家	総 数
朝日地区	135	46	181
宮崎地区	40	19	59
越前地区	341	100	441
織田地区	97	32	129
合計	613	197	810

（資料：庁内担当課調べ）

## ◆ 施策の展開方針

## ① 空き家等に関する対策の充実

- 空き家等対策の総合的・計画的な実施と、さまざまな事例に対応するため専門家や関係職員等による実施体制の構築を図ります。
- 空き家所有者に対して適正管理に関する意識啓発を図ります。また、老朽危険空き家等の解体費用の一部を助成するなど、除却の促進を図ります。

## ② 空き家・空き地の流通促進

- 空き家所有者への空き家・空き地情報バンク登録制度の周知と登録促進を図ります。
- 若年層や移住者に対する空き家の購入・改修補助、農地付き空き家の利用促進や情報提供の充実により空き家の流通促進と地域の活性化を図ります。
- 地域住民との協働による空き家マッチングツアー等を開催し、空き家の解消と流通促進を図ります。

## ◆ 施策・事業

施策・事業	実施主体	
	町民	行政
<b>◆ 空き家等の流通促進</b> ◇ 空き家・空き地情報バンクへの登録の推進 ◇ 空き家マッチングツアー等空き家流通促進に向けたイベントの開催	○	○
<b>◆ 空き家等の有効活用</b> ◇ 空き家・空き地情報バンク登録物件の購入・改修に係る支援 ◇ 空き家出張セミナー等制度の周知促進		○
<b>◆ 空き家等の除却の推進</b> ◇ 管理不全空き家等の除却を推進するための解体に係る支援		○

※各施策・事業は、町民と行政との協働により実施していきます。

なお、「実施主体」に示した「○」は、現状における役割の相対的な比重を示しています。

## 1-1-9. 公共交通の充実



### ◆現状と課題

#### ●公共交通をとりまく全国的な動向

人口減少や少子高齢化等の社会情勢の中、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」が2023（令和5）年10月に施行されました。この法律では、将来にわたって持続可能な地域公共交通網を構築し、地域の活力を維持し、コンパクトなまちづくりの実現、観光振興施策との連携による人の交流の活発化等が目標として掲げられており、各自治体で地域公共交通計画等を策定し、地域の公共交通ネットワークを再編していくことが全国的な流れとなっています。

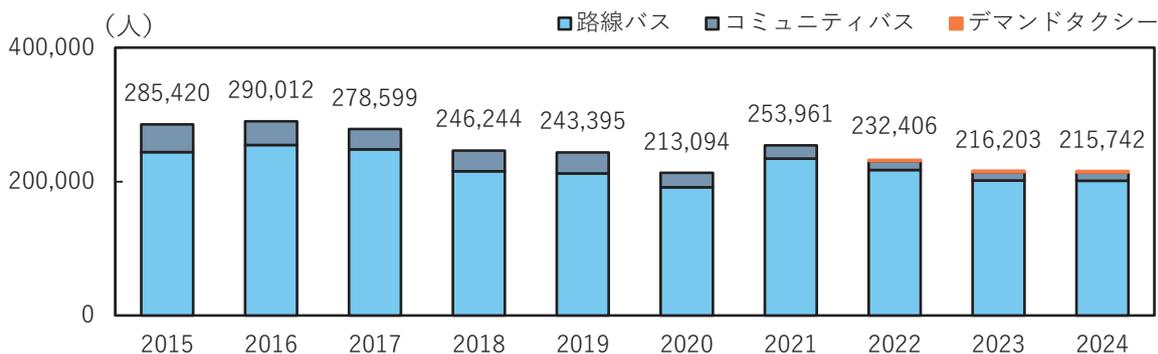
#### ●本町における公共交通の現状

現在、本町の公共交通としては、町外への移動を担う路線バス（福鉄・京福）、町内での移動を担っているコミュニティバス「フレンドリー号」、デマンドタクシー「チョイソコえちぜん」が運行されています。デマンドタクシーは、一部コミュニティバスを廃止して2022（令和4）年4月より導入し、町内を運行する路線バスは、全てが赤字路線で国・県・町の補助金によって運行の維持を図っており、2024（令和6）年度には運転士不足が深刻化し、町内路線バスの減便・廃止が進んでいる状況です。

#### ●新たな地域公共交通の仕組みづくりに向けて

今後、町民や来町者の移動を支える公共交通を確保していくため、2025（令和7）年度に策定の「第二次越前町地域公共交通計画」の方針に則り、行政と町民、交通事業者等が一丸となって新たな地域公共交通の仕組みづくりを進めることが求められます。

▼路線バス・コミュニティバス・デマンドタクシーの利用者数の推移



（資料：庁内担当課調べ）

## ◆施策の展開方針

### ①町内外を移動できる交通手段のネットワーク化

- 本町の基幹公共交通である路線バスにおいては、路線の維持・確保に努めます。
- デマンドタクシー等を活用した町内外の移動手段の確保に努めます。
- 路線バス・コミュニティバス・デマンドタクシーの役割を改めて明確化し、移動手段を確保するとともに、連携・共存による合理化を図ります。

### ②誰もが利用しやすく、持続可能に繋がるバス利用環境の整備

- 長距離の移動に公共交通が不可欠である高齢者ならびに小中学生・高校生に対して、財政的負担を低減する助成制度の維持・充実に努めます。
- バス待ち環境を向上するため、集落が自ら行うバス待合所の整備に対する支援を行います。
- コミュニティバス路線及びデマンドタクシーの運行エリアを見直し、利便性向上に努めます。
- 将来さらなる運転士不足に対応するための、公共ライドシェア等の導入を検討します。

### ③地域全体で公共交通を守り育てる意識の醸成

- 地域に必要な交通は地域自らが守り育てるという観点に基づき、児童から高齢者まで幅広い年齢層を対象とした意識啓発により、町民自ら利用したくなるような環境づくり・意識づくりを構築し、商業・観光等と連携を図りながら地域活動における公共交通の利用を促進します。

## ◆施策・事業

施策・事業	実施主体	
	町民	行政
<b>◆新たな公共交通の仕組みづくり</b> ◇コミュニティバスと路線バスなど町内の公共交通を総合的に捉え、よりコンパクトで効率的な新たな公共交通体系への移行 ◇他地区や周辺市町への移動手段の検討 ◇通勤・通学、帰宅時間帯における移動手段の確保	○	○
<b>◆高校生通学助成事業</b> ◇高校通学定期券費用の補助		○
<b>◆生活交通路線維持支援事業</b> ◇赤字路線バスの運行費用の補助		○
<b>◆路線バス利用促進事業</b> ◇高齢者等を対象にした路線バス運賃の補助		○

※各施策・事業は、町民と行政との協働により実施していきます。  
 なお、「実施主体」に示した「○」は、現状における役割の相対的な比重を示しています。

▼デマンドタクシーの導入



▼バス待合所の整備



第1章 快適で安全に住み続けられるまちづくり

第2章 誰もが健康で暮らしやすいを実現できるまちづくり

第3章 人が輝き豊かな心が満ちあふれるまちづくり

第4章 人と仕事の活力みなぎるまちづくり

第5章 ふるさとの個性を活かし交流を育むまちづくり

第6章 持続可能な健全行財政のまちづくり

## 1-2-1. 災害の予防



### ◆現状と課題

#### ●本町における自然災害対策の状況

本町は、山林が町域の75%を占めており、特に越前地区では急峻な地形が連なり、落石や土砂崩壊等の自然災害の危険性が高く、現在まで様々な防災対策を推進してきました。しかし、土砂災害や落石は現在も発生する中で、法面保護施設や防護柵等の既存施設の老朽化も問題となってきています。

#### ●災害に備える対策の推進

近年の異常気象により集中豪雨が激甚化・頻発化する傾向にあり、河川の氾濫や土砂災害に対する治水・砂防の重要性が高まっています。今後も河川改修や土砂災害対策を促進するとともに、自助・共助・公助の役割分担も考慮し、災害に対して安全な社会の形成を図るため、従前からの水害、土砂災害、越波災害への対策とあわせて、各種ハザードマップ・避難マニュアル等を利用し、災害時の避難施設、避難経路等を地域住民に広く周知し、災害に対する備えを強化していく必要があります。

#### ●土砂災害対策の促進

2014（平成26）年度に土砂災害から地域住民の安全・安心を確保することを目的に、町内全域で土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定し、対策を進めてきました。しかし、土砂災害特別警戒区域では建築制限がかかることで、新築及び増築の支障となり、人口減少の一因となっていることから、加速度的に土砂災害対策を進めていく必要があります。

#### ▼主な災害履歴

発生年月日	種類	主な被害状況
平成18年豪雪	大雪	負傷者2名、 住家一部損壊11棟 非住家一部損壊12棟
2006（平成18）年 7月18日～19日	大雨	床下浸水1棟
2017（平成29）年 10月23日～24日	台風 7号	負傷者1名、 家屋半壊1件、一部損壊9件
平成30年豪雪	大雪	負傷者3名、 非住家全壊37棟 住家一部損壊11棟 非住家一部損壊5棟
2018（平成30）年 7月5日～7日	台風 21号	家屋一部損壊4件、 床上浸水3件、床下浸水6件
2021（令和3）年 7月29日	大雨	負傷者1名 床上浸水15件 床下浸水41件

（資料：庁内担当課調べ）

#### ▼危険箇所等の指定状況

名称	概要
急傾斜地崩壊危険区域	56箇所、142.56ha
地すべり防止区域	1箇所、13.00ha
土砂災害警戒区域	1,001箇所
土砂災害特別警戒区域	916箇所
砂防指定地	68箇所、561.23ha
海岸保全区域	2,472m
農地海岸保全区域	336m
漁港海岸保全区域	4,994m
重要水防箇所	織田川：2.4km 和田川：10.6km 天王川：8.1km
雪崩危険箇所	94箇所
山地災害危険地区	139箇所

（資料：庁内担当課調べ）

## ◆ 施策の展開方針

## ① 治水、土砂災害対策の促進

- 近年、激甚化・頻発化する集中豪雨等による被害を最小限に抑えるため、河川改修、砂防堰堤や急傾斜地崩壊対策施設の整備など水害・土砂災害対策を促進します。
- 河川の流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う流域治水の取り組みを推進し、水害リスクの軽減を図ります。
- 土砂災害特別警戒区域における施設整備を促進し、地域住民の不安を取り除き、安全・安心で住み続けられるまちづくりによる人口減少の抑制を図ります。

## ② 海岸の保全整備の促進

- 津波、高潮、波浪等による海岸防災・海岸浸食等の危機に対し、沿岸地域の住民の安全を確保するため、海岸保全事業（護岸整備・越波対策等）を促進します。

## ◆ 施策・事業

施策・事業	実施主体	
	町民	行政
◆ 河川改修の促進 ◇ 一級河川天王川の改修の促進		○
◆ 急傾斜地崩壊対策の促進 ◇ 土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）における施設整備の促進 ◇ 老朽化した急傾斜施設の改修等、既存施設の適正な管理の促進		○
◆ 土石流対策の促進 ◇ 土砂災害特別警戒区域（土石流）における施設整備の促進 ◇ 老朽化した砂防施設の改修等、既存施設の適正な管理の促進		○
◆ 道路防災対策の促進 ◇ 落石の恐れのある危険箇所における施設整備の促進 ◇ 老朽化した道路のり面の改修等、既存施設の適正な管理の促進		○
◆ 海岸保全対策の促進 ◇ 越波箇所における施設整備の促進 ◇ 海岸浸食対策を目的とした離岸堤等の整備促進		○

※各施策・事業は、町民と行政との協働により実施していきます。

なお、「実施主体」に示した「○」は、現状における役割の相対的な比重を示しています。

## 1-2-2. 防災・救急体制の充実



### ◆現状と課題

#### ●災害を想定した危機管理体制の整備

近年、地震や水害等の自然災害が全国各地で発生していることに加え、福井県内でも 2018（平成30）年2月豪雪や 2021（令和3）年7月豪雨が発生しており、今後も発生が懸念される大規模自然災害も想定した危機管理体制の整備が重要課題となっています。

#### ●地域が一体となった防災体制づくり

本町においても総合防災訓練の実施や備蓄物資の整備をはじめ、町の防災士や地元の自主防災組織等を中心とした地域レベルでの防災活動等を推進しており、町民の防災に対する意識が少しずつ高まっています。今後とも地域が主体となった防災・消防体制の強化が必要となっています。

#### ●総合的な防災危機管理体制の強化

地域防災計画に基づき、消防・救急体制や情報伝達体制をはじめ、要支援者や観光客にも配慮した避難体制など、総合的な危機管理体制を強化するとともに、災害時における地域や企業、近隣自治体との協力関係を密にし、災害時の円滑な対応が求められます。

#### ●防災行政無線の適切な整備

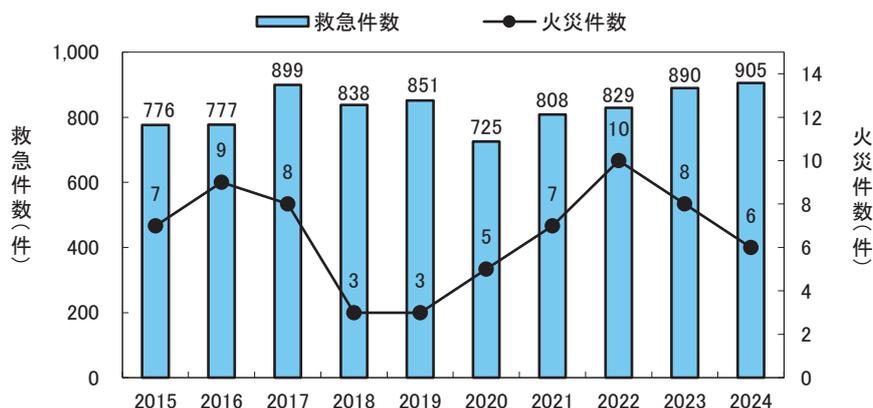
防災行政無線については、2021（令和3）年度に越前地区の施設の整備は完了していますが、防災行政無線の親局が整備されてから15年が経過しており、老朽化による防災行政無線の不具合が懸念されるため、親局も含め全体的な設備の更新が必要となっています。

▼自主防災組織（2025（令和7）年4月1日現在）

地区名	組織数
朝日地区	地区防災組織 37 団体
宮崎地区	地区防災組織 8 団体
越前地区	地区防災組織 15 団体
織田地区	地区防災組織 19 団体
計	79 団体

（資料：庁内担当課調べ）

▼火災・救急件数の推移



（資料：鯖江・丹生消防組合 火災・救急・救助統計より）

## ◆ 施策の展開方針

## ① 地域防災力の向上

- 自主防災組織の新規設立を推進するとともに、既成組織に対する育成支援を行い、自主防災組織の質的強化を図ります。
- 地域の防災リーダー育成のため、防災士養成研修等の受講に対する支援を行います。また、現在、本町には約130名の防災士がおり、そのうち、56名が越前町の防災士組織「防災士エキスパートえちぜん」に加入し、活動を行っています。「自助・共助・協働」を原則とする防災士の理念の実現とさらなるスキルアップを目指します。
- 避難所における長時間の停電を想定した非常用発電機の整備、備蓄物資の確保や災害対策用備品の整備を推進します。
- 地域防災計画や各種ハザードマップ・避難マニュアル等に基づき、災害時の避難施設、避難経路の確認や、家族分の食料や水・生活用品などの備蓄品の備え、また、発災時には近所の人と助け合う等「自助・共助」の重要性を地域住民に広く知らしめ、災害に対する備えの強化を図ります。

## ◆ 施策・事業

施策・事業	実施主体	
	町民	行政
<b>◆ 自主防災組織の育成支援</b> ◇ 地域防災力の向上のため自主防災組織の設立、育成 ◇ 町内の防災士が主体となった防災支援体制の構築（地区別）	○	○
<b>◆ 防災行政無線の整備・運用</b> ◇ 防災行政無線機器の更新計画の策定 ◇ 計画的な更新・整備による安定した情報発信の実施		○
<b>◆ 避難所等の整備・充実</b> ◇ 長期間の停電に備えた非常用発電機の整備 ◇ 備蓄物資（食料、飲料水、おむつ、生理用品等）の確保、災害対策用備品（マット、毛布、簡易トイレ等）の整備		○
<b>◆ 防災に関する正しい知識の周知やハザードマップの周知・活用</b> ◇ 災害時の避難行動・避難場所の確認や個人での備蓄物資の備えの重要性の周知 ◇ ハザードマップを活用した避難訓練の実施、防災出前講座の実施		○
<b>◆ 災害時における対策の明確化</b> ◇ 国・県の防災計画の改定を踏まえた地域防災計画の改定及び適切な運用 ◇ 各種ハザードマップの更新		○
<b>◆ 消防・救急施設の整備・充実</b> ◇ 防火水槽・消防ポンプ車について、適切な更新時期に鯖江・丹生消防組合と協議しながら計画的に整備		○
<b>◆ 防災士の育成支援</b> ◇ 町防災士組織(BEE)の研修会の実施や各種訓練に積極的に参加	○	○

※各施策・事業は、町民と行政との協働により実施していきます。

なお、「実施主体」に示した「○」は、現状における役割の相対的な比重を示しています。

### 1-2-3. 防犯対策の強化



#### ◆現状と課題

##### ●町内犯罪件数の推移

本町の刑法犯罪発生件数は、2015（平成27）年以降はおよそ40件前後となっています。地域住民や防犯団体等の地道なパトロール活動や防犯教室を通じた意識の向上による成果が出ており、2024（令和6）年では、過去10年で最も少ない26件となっています。

##### ●地域防犯体制の強化

本町の刑法犯罪の傾向としては、窃盗犯が最も多く、その他にも高齢者を狙った特殊詐欺や子どもへの声かけ事案も発生しています。防犯講習や犯罪情報の共有により、地域ぐるみの防犯体制を強化していく必要があります。

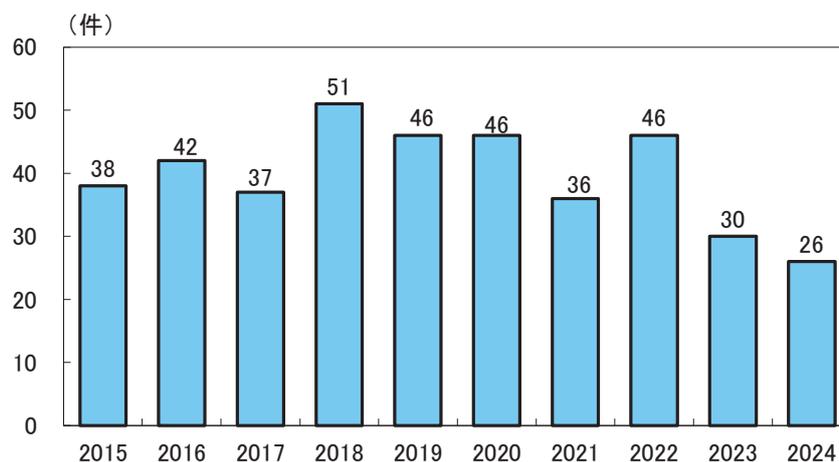
##### ●防犯団体の連携と組織力の強化

各種防犯団体の核となる警察官連絡協議会については、旧4町村それぞれにおいて設立された連絡協議会が活動を行っています。地域の実情に応じた取り組みを続けており、引き続き地域に根付いた防犯活動を進めることが重要です。

##### ●沿岸警備体制の強化

沿岸域における密航者の上陸や密貿易を未然に防止するため、関係機関との連携や地域住民の通報体制の確立等により、沿岸警備を強化していくことが求められます。

▼刑法犯罪発生件数の推移



(資料：福井県警察 犯罪統計)

## ◆ 施策の展開方針

## ① 地域ぐるみの防犯体制の強化

- 地域住民や警察等の関係機関との連携により、地域ぐるみの防犯体制を強化します。特に、子どもや女性、高齢者を犯罪から守るための対策や、犯罪に強い町づくりのための施策を展開します。
- 沿岸域における密入国等を防止するため、関係機関や地域住民との連携により、沿岸警備体制を強化します。

## ② 防犯意識の高揚

- 防犯教室の開催や広報えちぜん、ホームページによる犯罪情報の周知等により、町民の防犯意識の啓発を図ります。また、地域の実情に応じた防犯灯の設置を推進するなど、きめ細かな防犯対策を講じます。

## ◆ 施策・事業

施策・事業	実施主体	
	町民	行政
<b>◆ 自主防犯団体の育成支援・活動促進</b> ◇ 地域住民による防犯団体の支援 ◇ 沿岸域における地域住民の通報体制・沿岸警備体制の強化	○	○
<b>◆ 防犯灯の適切な維持管理</b> ◇ 地域の実情に応じた防犯灯の設置（地区要望により基準を満たす箇所において防犯灯を設置）		○
<b>◆ 防犯対策の推進</b> ◇ 警察署等の関係機関と連携を図り、防犯カメラの設置・更新 ◇ 特殊詐欺等の犯罪抑制に向け、警察署や防犯隊と連携した広報活動・啓発活動の実施	○	○

※各施策・事業は、町民と行政との協働により実施していきます。

なお、「実施主体」に示した「○」は、現状における役割の相対的な比重を示しています。

▼ 防犯隊による夜間パトロール



## 1-2-4. 交通安全対策の充実



### ◆現状と課題

#### ●町内における交通事故発生状況の改善

町内の人身事故における負傷者数においては、着実な減少傾向が続いており、過去5年間はいずれも計画当初（2014（平成26）年）の数値と比べて6割以上の減少を維持しています。

これらは、交通安全教室や各地区主要交差点での街頭指導、パトロールなど交通安全啓発活動を継続的に行ってきた成果と考えられますが、町内では依然として人身事故による死傷者の発生が見られるため、今後も引き続き交通安全対策を推進していく必要があります。

#### ●交通安全施設の整備

交通安全施設の整備については、区長要望等により信号機や区画線の設置、街路灯や道路反射鏡の設置など多数ありますが、所管警察署で整備する事案と町で整備する事案がすみ分けされており、特に所管警察署においては、整備基準が厳格に設けられていることにより、早期の実現が困難な状態にあります。

#### ●身近な交通安全対策の充実

本町ではこれまで、交通指導員による街頭指導や、交通安全協会による交通安全茶屋等の取り組みを継続的に実施し、町民の交通安全意識の啓発に努めてきました。さらに、警察等関係団体との連携により、高齢者や子どもを対象とした交通安全教室も開催してきました。

今後も、町民の主体的な参画に基づき、地域ぐるみによる交通安全対策を充実していくことが求められます。

#### ▼交通事故死傷者数の推移

	2020（令和2）年	2021（令和3）年	2022（令和4）年	2023（令和5）年	2024（令和6）年
死者数（人）	2	2	2	1	1
負傷者数（人）	14	12	15	10	14

（資料：福井県警察 交通事故統計より）

#### ▼交通安全茶屋



## ◆ 施策の展開方針

## ① 地域の実情に応じた交通安全対策の実施

- 誰もが安心して歩行できる交通安全社会の形成を目指し、道路交通環境の整備を推進します。
- 地域住民や交通安全協会、警察等との連携により、危険箇所の把握に努め、地域の実情に応じ人にやさしい交通安全対策を推進します。

## ② 交通安全活動の推進

- 町民はもとより、観光客等の来訪者も対象にした交通安全意識の高揚と交通マナーの向上を図るための交通安全活動を推進します。
- 交通安全に関する広報やイベントを実施し、交通安全意識の啓発を図ります。

## ◆ 施策・事業

施策・事業	実施主体	
	町民	行政
<b>◆交通安全教室・交通安全イベントの実施</b> ◇高齢者・子どもを対象とした交通安全教室の開催 ◇高齢運転者の交通事故防止を目的とした教室の開催		○
<b>◆交通安全意識の啓発</b> ◇広報等を活用した交通安全に関する情報の周知 ◇町民や来訪者を対象とした交通マナーアップ運動の推進		○

※各施策・事業は、町民と行政との協働により実施していきます。

なお、「実施主体」に示した「○」は、現状における役割の相対的な比重を示しています。

▼交通安全教室



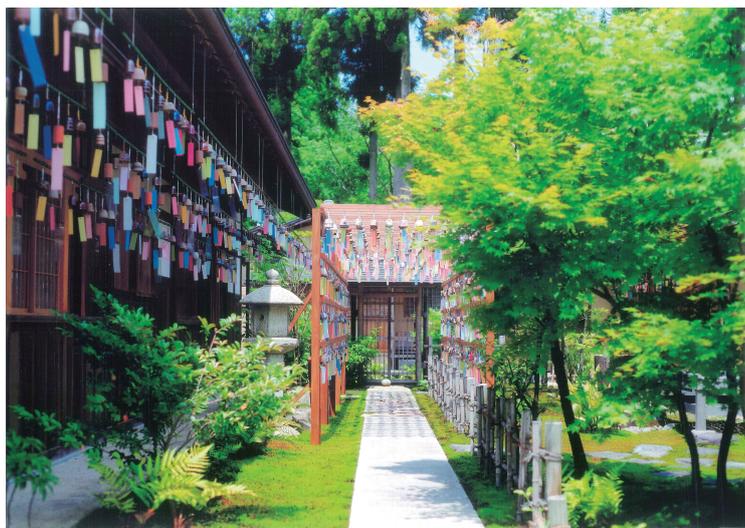
◆景観フォトコンテスト 2023 in 越前町 写真の部

□いとなみ景観テーマ賞（抜粋）



「夢をのせて」

□たくさんの人に知ってほしい景観テーマ賞



「音色はレインボー」



「癒しの時間」